

第 13 期決算公告

平成 24 年6月 18 日

岩手県西磐井郡平泉町平泉字上徳沢 65 番地

株式会社 フタバ平泉

代表取締役社長 西山一雄

貸借対照表(平成 24 年3月 31 日現在)

[千円未満切捨て]

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	1,777,376	流動負債	1,095,723
現金預金	524,329	支払手形	71,850
売掛金	713,788	買掛金	798,760
製品	60,049	未払金	11,030
原材料	26,345	未払法人税等	1,473
仕掛品	104,950	未払消費税等	27,657
貯蔵品	23,227	未払費用	157,722
未収入金	274,349	預り金	27,229
その他	50,335		
固定資産	3,028,436	固定負債	68,033
有形固定資産	3,026,160	退職給付引当金	68,033
建物	1,194,209		
構築物	73,005	負債合計	1,163,756
機械装置	950,141		
車両運搬具	4,194	(純資産の部)	
工具器具備品	197,259	株主資本	3,642,056
土地	592,900	資本金	495,000
建設仮勘定	14,449	資本剰余金	4,176,000
		資本準備金	495,000
無形固定資産	1,981	その他資本剰余金	3,681,000
		利益剰余金	△1,028,943
投資等	295	その他利益剰余金	△1,028,943
		純資産合計	3,642,056
資産合計	4,805,813	負債及び純資産合計	4,805,813

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

製品・原材料・仕掛品・貯蔵品は主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社は退職給付債務の計算においては簡便法を採用し、自己都合退職の当事業年度末における要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1.	有形固定資産の減価償却累計額	5,628,241	千円
2.	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	752,307	千円
	短期金銭債務	668,382	千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	6,180,808	千円
仕入高	4,659,668	千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

該当事項はありません。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 364,205 円 64 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43,812 円 40 銭 |

[賃貸等不動産に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[連結配当規制適用会社に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(2) 法人税率の変更等による影響

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度より法人税率が引き下げられ、また、一定期間内、復興特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は39.76%から37.18%に変動いたします。また、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は37.18%から34.80%に変動いたします。

当連結会計年度における一時差異等を基礎として繰延税金資産及び繰延税金負債を再計算した結果、この法定実効税率の変動による影響はございません。